

経済産業省 令和8年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業  
(地域におけるヘルスケア産業推進事業)

オレンジイノベーション・プロジェクト  
当事者参画型開発実践企業 公募要領

令和8年 6月

株式会社 日本総合研究所

※本公募要領および関連資料・様式類は予告なく修正されることがありますので、  
必ずウェブサイトに掲載されている最新版をご確認ください

## 目次

### I. オレンジイノベーション・プロジェクトの概要

1. 背景、目的
2. 実施体制
3. 用語の定義

### II. 公募の概要

1. 公募の対象
2. オレンジイノベーション・プロジェクトに採択された実践企業への支援内容
3. 審査方法・審査基準
4. 応募から事業終了までの主な流れ

### III. 応募方法

1. 応募資格
2. 応募にあたっての留意事項
3. 応募ファイル
4. 説明会のアーカイブ動画
5. 応募ファイルの作成要領
6. 応募ファイルの提出先
7. 応募にあたっての質疑応答

参考資料: 令和7年度の情報発信・プロモーション実績等

(別添)

様式1 公募申請書

様式2 提案書

## I. オレンジイノベーション・プロジェクトの概要

### 1. 背景、目的

我が国は、世界に先駆けて超高齢社会に突入しており、2022年時点で合計1,000万人（認知症の人は約443万人、軽度認知障害（MCI）の人は約559万人）を超え、65歳以上の高齢者の約3.6人に1人が認知症又はその予備軍と推計されています。今後も高齢化の進展に伴い、認知症及びMCIの人の数は増加し、2050年には合計約1,200万人（認知症約587万人、MCI約631万人）を超えると想定されています。

そのような中、2024年1月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、基本的な概念として、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現の推進に向け、さまざまなステークホルダーが共生社会に向き合うことが求められています。また、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、認知症施策推進基本計画が策定されました。その中では、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観に立つことが重要であるとされています。

このような背景を踏まえ、日本認知症官民協議会のもとに設置された「認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ<sup>1</sup>（以下、「認知症イノベーションアライアンスWG」という。）」では、認知症の人の尊厳を最大限配慮しながら、認知症に関するイノベーションの創出に向けた検討を実施しています。特に、「認知症の人のニーズや経験を反映した製品・サービスが身近にあり、誰もが、自分の力や個性を活かしながら、大切にしたい暮らしを続けることができる社会」の実現を目指し、認知症の人と企業が共創して製品・サービスを開発する「当事者参画型開発」を推進しています。オレンジイノベーション・プロジェクトとは、当事者参画型開発を推進するプロジェクトです。

昨年度実施した経済産業省「令和7年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業（地域におけるヘルスケア産業推進事業）」では、当事者参画型開発の手法を用い、認知症の人の生活課題の解決や、やりたいことの実現に資する製品・サービスの開発に取り組む企業・団体等を公募し、株式会社日本総合研究所（以下、「事務局」という。）が、オレンジイノベーション・プロジェクトに採択された企業を総合的にサポートしました。今期もオレンジイノベーション・プロジェクトに新たに参画し、当事者参画型開発を実践する企業を公募し、事務局が採択企業を伴走支援することで、さらなる当事者参画型開発の普及に寄与します。

参考URL:

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/dementia/OIP/oip.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/dementia/OIP/oip.html)

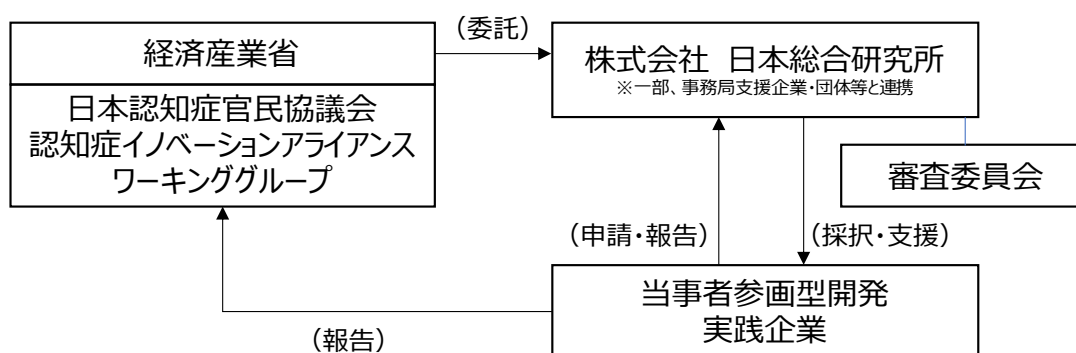
---

<sup>1</sup> 日本認知症官民協議会 認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/mono\\_info\\_service/ninchisho\\_wg/index.html](https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/ninchisho_wg/index.html)

## 2. 実施体制

オレンジイノベーション・プロジェクトは、経済産業省「令和8年度ヘルスケア産業基盤高度化推進事業(地域におけるヘルスケア産業推進事業)」の一環として実施しており、日本認知症官民協議会のもとに設置されている認知症イノベーションアライアンスWGに、その成果等を報告します。事務局は、経済産業省から委託を受けた株式会社日本総合研究所が担い、本公募の運営や当事者参画型開発の実践等の支援を行います。なお、一部の事務局業務に関しては、事務局支援企業・団体等と連携して実施予定です。

【オレンジイノベーション・プロジェクト 実施体制】



## 3. 用語の定義

各用語について、本公募要領上は以下のとおり定義します。

- 認知症の人
  - 「認知機能の低下により日常生活に支障が生じている方」を指します。なお、認知症の確定診断の有無は問わず、軽度認知障害(MCI)、軽度～中等度認知症、重度認知症、若年性認知症の方を含みます。
- 家族等
  - 「認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者」を指します。
- パートナー団体
  - 「日頃からつながりのある認知症の人やその家族等に対して、本プロジェクトや採択企業の取組を紹介し、参画をサポートいただく当事者団体・自治体・介護事業者・医療機関等」を指します。

## II. 公募の概要

### 1. 公募の対象

「当事者参画型開発」を実践する企業・団体(以下、「企業等」という)を公募します。

なお、本公募における「当事者参画」、「開発」の定義・考え方は以下のとおりです。

- 本事業における「当事者参画」とは、「製品やサービスに対するニーズをもつ認知症の人自身が、協力の意思を持って、それらの製品・サービスの開発プロセス(企画、実施、評価等)に『参画』すること」と定義する。
- 認知症の人の主体的な協力意思を伴わない、一方的な観察や意見聴取は「当事者参画」とは言えない。
- 「認知症の人のニーズを反映した製品・サービス」であることの条件として、認知症の人の意見が製品・サービスの「コアあるいはそれに近い部分」への反映を意図したものである必要がある。
- ここでの「開発」は新しい製品・サービスの創出だけでなく、既存の製品・サービスを認知症の人の意見をもとに改良することも含む。

また、公募の対象等は以下のとおりです。

#### <公募対象>

「当事者参画型開発」の手法を用いて、以下の開発(検討中を含む)に取り組む企業等

- 認知症の人の生活課題の解決に資する製品・サービス
- 認知症の人の「やりたいこと」の実現に資する製品・サービス

#### <想定されるテーマ>

買い物、移動・交通、金融・財産管理、労働(就労・社会参画)、更衣・身だしなみ、調理・食事、掃除・洗濯、入浴・排泄、交流、趣味、学び、通院・通所、服薬、その他の生活課題等

#### <想定される開発に参画する方>

- 認知症の人及び家族等※

(※)本事業では認知症の人の目線での開発を重視しているため、家族等のみの参画を想定した企画は対象外となります。家族等が参画する場合も、必ず認知症の人の意見を聞くようにしてください。

### 2. オレンジイノベーション・プロジェクトに採択された実践企業への支援内容

実践企業への支援内容は以下を予定しています。

実践企業は、支援内容のうち、自社の製品・サービスの開発フェーズに応じて希望する支援内容を選択して応募することが可能です。想定企業はあくまで参考であり、開発フェーズにより支援内容に制限が生じることはありません。

なお、支援内容はいずれも現時点での想定であり、今後の協議状況等に応じて一部変更となる可能性があります。

#### <実践企業への支援内容>

- ① 認知症の人及び家族等の紹介やマッチング、共創の実践の支援
  - 当事者参画型開発の実践にあたり、パートナー団体と連携し、開発に参画する認知症の人及び家族等の紹介やマッチングを行います。なお、具体的には、大きく以下2つを想定しています。
    - ◇ 認知症の人及び家族等が集まる場において、実践企業が製品・サービス・アイデア等を紹介するとともに、意見や開発への参画者を募る機会を提供
    - ◇ 実践企業の希望する対象者像を踏まえた、認知症の人との個別のマッチング・意見交換機会の提供
  - また、必要に応じて、専門職や外部専門家の紹介、当事者参画型開発の進め方に関する助言等の支援を行います。

#### (想定企業)

- 「実践企業が製品・サービス・アイデア等を紹介するとともに、意見や開発への参画者を募る機会を提供」は、主に、認知症の人の生活課題や未充足ニーズを広く把握し、自社の技術・事業との接点や、製品・サービス案の有望性を確認したい、アイデア・コンセプト検証段階等の企業向けの支援内容として想定しています。
  - 「個別のマッチング・意見交換機会の提供」は、主に、試作品や具体的なサービス案について、特定の属性・経験・課題を持つ認知症の人及び家族等から具体的な意見・評価を得たい、プロトタイプ作成・テスト段階等の企業向けの支援内容として想定しています。
- ② 製品・サービスの展開に向けた流通・販売候補先等との交流機会の提供
    - 当事者参画型開発を通じて開発された製品・サービスについて、流通・販売事業者等との接点を構築するための機会を設ける予定です。
    - なお、この支援は、認知症の人の声にもとづき開発された製品・サービスのみを対象とします。
- #### (想定企業)
- 主に、製品・サービスを市場に届けるため、販路・導入先・紹介者を確保し、売場・EC (Electronic Commerce)・専門職・地域相談窓口等で購入・利用につながる情報提供を設計したい、市場導入段階の企業向けの支援内容として想定しています。
- ③ 認知症及び認知症の人に関する学びの機会、交流の機会の提供
    - 認知症の人と開発を行う際の留意点や心構え等に関する講座(座学形式・ワークショップ等)を8月初旬頃に開催予定です。
  - ④ 自治体・団体等や企業同士、有識者・メンタリング企業とのネットワーク構築の支援

- 事業期間内に、自治体・団体等や企業同士のネットワーク構築に向けた情報交換会等を実施予定です。
- また、必要に応じて、当事者参画型開発に関する知見を有するアカデミアの有識者、事業開発に知見を有し伴走支援を行うメンタリング企業等との交流機会等を設ける予定です。

⑤ 経済産業省事業としての情報発信・プロモーションの支援

- 事業期間内において、協力自治体等における PR イベント、実践企業間や認知症の人及び家族等との交流イベント、実践企業への取材及び記事化等の情報発信の実施を想定しています。事務局より、各種情報発信機会への参加希望の確認や対応を依頼する可能性があります。

※令和7年度の主な情報発信・プロモーション実績等は巻末参考資料をご参照

⑥ 認知症の人及び家族等の生活課題・未充足ニーズ等の調査機会の提供

- 実践企業からの希望を基に、認知症の人及び家族等を対象として広くニーズ調査を実施予定です。ただし、認知症の人との双方向のコミュニケーションによる当事者参画型開発の実践の情報を補完するものとして位置づけ、単なるアンケート調査はオレンジイノベーション・プロジェクトの趣旨とは異なるため、原則として認められません。

(※)なお、事務局にて設問内容等を整理のうえ、1つの調査に取りまとめて実施することを想定しており、調査設問や調査対象の割付等について、すべてのご希望には添えない可能性がありますので、ご留意ください。

(想定企業)

- 主に、認知症の人の生活課題や未充足ニーズを広く把握し、自社の技術・事業との接点や、製品・サービス案の有望性を確認したい、アイデア・コンセプト検証段階の企業向けの支援内容として想定しています。

### 3. 審査方法・審査基準

採択する実践企業は、有識者等で構成される審査会において、提出書類をもとに選定のうえ決定します。審査会では主に「本事業の趣旨との整合性」、「認知症の人の意思や希望の尊重」について審査を行います。

必要に応じて、事務局からの内容照会及び審査会の場でヒアリングなどを行う場合があります。対象となった企業等については、事務局よりご連絡します。

#### 【審査基準】

＜本事業趣旨との整合性＞

- ・ 製品・サービスの提供価値が「共生社会の実現」という本事業の趣旨に沿っているか
- ・ 本事業における「当事者参画」、「開発」の定義や考え方に沿っているか

＜認知症の人の意思や希望の尊重＞

- ・ 製品・サービスが認知症の人の課題・ニーズをとらえたもの、もしくはとらえていると想定されるものか
- ・ 製品・サービスが認知症の人の生活課題の解決に資するもの、もしくは認知症の人の「やりたいこと」の実現に資するものであるか

なお、過年度の審査会において以下のような取組みが各審査基準に照らして、不採択になったことがあります。あくまで参考であり、類似する取組みが必ず不採択となるわけではございません。

**【参考】**

「本事業趣旨との整合性」が乏しいとみなされる可能性がある取組み(例)

- 認知症の人を被験者として、エビデンス構築等を主目的とする取組み
- 予防に関する効果検証を主目的とする取組み 等

※なお、認知症の予防等を目的とする製品・サービスであっても、認知症の人の意見等を基に、その製品・サービスの UI/UX を改善する等の観点での取組を想定されている場合には、本プロジェクトの対象としています。

「認知症の人の意思や希望の尊重」が乏しいとみなされる可能性がある取組み(例)

- 認知症の人の意思や希望に反する(もしくは、意思や希望を確認しない状況で)参画を求める取組み
- 家族等の参画のみを想定した取組み 等

**【審査における留意事項】**

- ・ 審査会でのヒアリングの対象となった場合、オンラインでの取組紹介(5分程度)及び質疑応答(5分程度)をお願いします。詳細については対象企業に個別に通知します。
- ・ 審査の結果は、当該企業に事務局より電子メールあるいは電話等にて通知いたします。
- ・ 審査委員、審査内容等は非公開です。審査結果に関する問い合わせには応じかねますのでご了承ください。
- ・ 厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」や認知症イノベーションアライアンス WG 作成の「当事者参画型開発の手引き※」等を参考に認知症の人の意思決定を尊重し、開発への参画に際しては同意取得等を丁寧に行うことを原則とします。

※ 参考 URL

厚生労働省「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」  
[o\\_r6\\_guide02\\_20250320.pdf](#)

認知症イノベーションアライアンス WG「当事者参画型開発の手引き」

#### 4. 応募から事業終了までの主な流れ

公募期間及び事業の実施期間は以下のとおりです。

- 公募期間 : 令和8年6月1日(月)～6月26日(金)17:00必着
- 事業の実施期間 : 採択決定日～令和9年3月

また、応募から事業終了までの主な流れは、以下のとおりです。

##### <公募～採択>

本公募開始後、応募があった企業等に対して、必要に応じて提案書内容への照会を行います。その後、審査会による審査を経て、応募があった企業等に対し審査結果を通知します。なお、必要に応じて、審査会の場でのヒアリングなどを行う場合もあります。

ヒアリング実施日は応募書類提出時にお知らせいたします。また、7月中旬を目途に、対象企業にのみ、具体的な時間帯等ご案内予定です。

令和8年6月1日～26日	:公募 ※必要に応じて、内容照会を行います
令和8年7月中下旬頃	:審査 ※必要に応じて、ヒアリングを行います
令和8年7月下旬頃	:審査結果の通知(実践企業の採択決定)

##### <採択～>

実践企業の決定後、事業スケジュールや実施事項の詳細に関する企業向け説明会および座学研修、事務局との初回面談を実施し、認知症の人及び家族等とのマッチングを行う予定です。

その後、必要に応じて事務局と進捗面談を実施し、年2回程度の実施報告(中間報告、最終報告)を行っていただきます。実践企業からの実施報告を踏まえ、年度末には認知症イノベーションアライアンス WG において、事務局より今年度の取組状況に関する報告を行います。なお、実施報告はオンラインでの実施を想定しており、参画した認知症の人及び家族等や関係者も聴講可能とすることを予定します。実施報告は進捗に応じ、開発中/予定の製品・サービスの紹介でもかまいません。

令和8年7月下旬	:初回面談(オンライン)
令和8年8月初旬	:採択企業向け説明会、 座学研修および採択企業交流会(対面)
令和8年9月～令和9年2月	:進捗面談(必要に応じて)
令和8年10～11月	:中間報告
令和9年2月	:最終報告
令和9年2～3月	:認知症イノベーションアライアンス WG での報告
令和9年3月	:事業完了

### III. 応募方法

#### 1. 応募資格

本公募に応募するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② 当該事業期間中及び当該事業終了後における事業の実施主体であること。
- ③ 法人格を有する民間事業者又は団体であり、地方公共団体や、法人格を有しない任意団体等(ただし、有限責任事業組合(LLP)を除く)ではないこと。
- ④ 当事者参画型開発を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ⑤ 当該事業を実施できる財政的健全性を有し、また資金について十分な管理能力を有していること。
- ⑥ 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑦ 事業の実施にあたり、以下の条件を満たすこと。

- 認知症イノベーションアライアンスWGにおいて作成した「当事者参画型開発の手引き」の内容を理解し、遵守すること。特に、認知症の人及び家族等に当事者参画型開発の実践結果のフィードバックを行うこと。

URL: [https://ninchisho-kanmin.ro.jp/dcms\\_media/other/経産省認知症\\_WG.pdf](https://ninchisho-kanmin.ro.jp/dcms_media/other/経産省認知症_WG.pdf)

- 事務局からの支援内容「④認知症及び認知症の人に関する学びの機会、交流の機会の提供」における、認知症の人と開発を行う際の留意点や心構え等に関する企業向けの講座・研修に出席すること。当日の参加が難しい場合、アーカイブ配信等を視聴すること。
- 認知症の人の家族等に向けた製品・サービスを開発する場合、家族等だけでなく、必ず認知症の人の意見を聞くこと。
- 取組の推進にあたって以下の理念を遵守すること。
  - ・ 認知症の人との出会いを楽しみながら、まずやってみる
  - ・ 「認知症」を一括りにしない
  - ・ 認知症の人の意思を尊重する
  - ・ 認知症の人と“チーム”として取り組む
  - ・ 認知症の人に明確に「伝える」・「伝わる」ことを意識する
- 参画する認知症の人及び家族等への謝礼を設定すること。なお、その際の謝金等は実践企業が負担すること。

例1. 製品の体験及び意見交換を実施(2時間程度)した場合、3,000円の金券をお渡しする。

例2. 本社に訪問し、製品の体験及び意見交換を実施(半日程度)した場合、実費交通費及び昼食代、製品サンプル(3,000円相当)をお渡しする。

例3. 検討中のバスツアー(1日)へ参加した場合、ツアー(15,000円相当)自体を謝礼とする。

例4. 検討中の新サービスに対する意見交換(2時間程度)を実施した場合、新サービスを通常より割安な価格で利用できるクーポン券(無料券や半額券等)を謝礼としてお渡しする。

- 令和8年度末に開催予定の認知症イノベーションアライアンスWGで成果報告が可能なこと。

## 2. 応募にあたっての留意事項

- 採択された実践企業は、当事者参画の実践状況について定期的に事務局に報告することとします。また、認知症イノベーションアライアンスWGにおいて成果等を事務局資料等に掲載させていただきます。なお、認知症イノベーションアライアンスWG以外への情報公開範囲については実践企業と事務局が協議し、決定します。
- 当事者参画型開発の普及に向け、実施期間完了後も、企業同士の交流や、開発進捗状況の確認、普及に向けた課題抽出などへの協力を依頼する可能性があります。
- 実践企業についてはオレンジイノベーション・プロジェクトWebページにて企業ロゴや開発製品・サービスの内容について公開予定です。ただし、機密情報管理等の観点から公開が難しい場合等、企業の意向に沿って公開可否は判断します。

参考URL:

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/dementia/OIP/oip.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/dementia/OIP/oip.html)

- 認知症イノベーションアライアンスWGでは、当事者参画型開発への企業等の関心喚起・参入促進に向け、当事者参画型開発実践企業等を掲載したカオスマップの作成を検討しており、カオスマップへの掲載を依頼させていただく可能性があります。  
参考URL:[2022\\_001\\_03\\_00.pdf \(meti.go.jp\)](#)
- 採択された企業の経営判断等により、当事者参画型開発の実践が事業期間中に中断する可能性がある場合は、事前に事務局に相談してください。
- 実践企業は当事者参画型開発を実践するにあたり、開発に参画する認知症の人、その他関係者と紛争、トラブル等を発生させないように最善を尽くすものとします。万一、当事者参画型開発に関し、事故、トラブル、紛争等(以下「事故等」といいます。)が発生した場合、実践企業が自己の費用と責任において、事故等を誠実に解決する責任を負うものとし、経済産業省、事務局は一切責任を負いません。なお、事故等が生じ、又は生じるおそれがある場合は速やかに経済産業省及び事務局に報告を行うものとします。また、認知症の人その他関係者からの照会及び苦情に対しては、誠実に対応するものとします。
- 応募者又は採択事業者において、法令違反、不正行為、重大な事故その他本事業

の適切な実施に支障を及ぼす事由が生じた場合には、取組の停止を求め、又は採択を取り消すことがあります。

- 不適正経理に伴う応募資格の停止  
経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領(平成15・01・29会課第1号)別表第一号又は第二各号第一欄に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、応募できません。

### 3. 応募ファイル

応募にあたり提出の必要なファイルは下記のとおりです。

応募ファイルは、事務局のウェブサイト(本公募紹介ページ)からダウンロードできますので、必ずご利用ください。

(株式会社日本総合研究所 公募紹介ページ)

[https://www.jri.co.jp/seminar/260601\\_704/detail/](https://www.jri.co.jp/seminar/260601_704/detail/)

<応募ファイル>

- ① 公募申請書(様式1:エクセルファイル)
- ② 提案書(様式2:パワーポイントファイル)

### 4. 説明会のアーカイブ動画

本公募に関する説明会のアーカイブ動画を用意しています。配信を希望する場合は、件名を「【当事者参画型開発】公募説明会アーカイブ動画配信希望\_(社名)」として、以下のメールアドレスにご連絡ください。

メールアドレス:200010-dcp@ml.jri.co.jp

### 5. 応募ファイルの作成要領

<公募申請書(様式1:エクセルファイル)>

- ・ 書式設定は変更しないでください。
- ・ 必要に応じて記入枠の大きさの調整を行ってください。

<提案書(様式2:パワーポイントファイル)>

- ・ 書式設定は変更しないでください。
- ・ 作成方法・サンプルを参考に必要事項をご記入ください。
- ・ 製品・サービスの提案内容は、認知症の人の生活課題の解決に資するもしくは、認知症の人の「やりたいこと」の実現に資する、どのような製品・サービスなのかが分かるように、図、写真、イラスト等を用いて作成してください。
- ・ 採択後、本書式を用いて、本取組みに参画する認知症の人の募集を行う想定です

(採択後に当事者団体の確認を経て、修正を依頼する可能性がございます。)。そのため、認知症の人及び家族等も含め、誰にでも分かりやすい表現を意識して作成してください。

## 6. 応募ファイルの提出先

件名は、「【当事者参画型開発】実践企業応募(企業名)」とし、メール本文に①企業名、②担当者氏名、③所属、④連絡先(電話番号、メールアドレス)を記載のうえ、応募ファイルを添付して以下のメールアドレスにメールにて提出してください。

---

メールアドレス:200010-dcp@ml.jri.co.jp  
株式会社日本総合研究所 高橋・内山・見上 宛

---

※上記メールアドレスの添付ファイルの受信上限容量は約7MBとなっています。  
応募ファイルが7MB以上となる場合は、下記メールアドレスに提出してください。  
株式会社日本総合研究所 内山宛  
uchiyama.chikako@jri.co.jp

### <留意事項>

- 締切を超過して到着した申請は、いかなる理由があろうとも無効となります。
- 本公募要領に示された様式以外での応募は認められません。
- 本公募締切後、内容について確認等の連絡を行う場合があります。

## 7. 応募にあたっての質疑応答

応募にあたっての質疑応答は、以下のメールアドレスにて受け付けます。

連絡の際は、メールの件名に「【当事者参画型開発】公募に関する質問(企業名)」と記載し、本文に企業名、担当者氏名・所属・連絡先(電話番号、メールアドレス)を明記ください。

問合せ先:200010-dcp@ml.jri.co.jp  
質問期限:令和8年6月17日(水)17:00

以上

参考資料: 令和7年度の情報発信・プロモーション実績等

【実践企業の製品・サービス展示会】

- ・ 令和7年5月21日(水)～22日(木) @三井住友銀行東館ライジング・スクエア1F アースガーデン
- ・ 令和7年8月8日(金)～22日(金) @経済産業省 本館1階正面玄関(財務省側)ロビー
- ・ 令和7年9月25日(木) @大和市文化創造拠点シリウス 1階 やまと芸術文化ホールサブホール

(参考)

[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/healthcare/dementia/dementiaevent.html](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/dementia/dementiaevent.html)

<https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/60/ninchisho/jyourei/activity/24681.html>

(参考) 当日の様子

### 情報発信イベント：三井住友銀行東館（2025年5月）

・ 令和7年5月21日・22日に、経済産業省、厚生労働省、株式会社三井住友銀行、株式会社日本総合研究所の共催（後援：東京都、千代田区）で展示会を開催した。

<b>イベント名</b>	認知症当事者をつくる誰もが生きやすい社会 ～オレンジノベーション・プロジェクト 開発製品展示会～
<b>会場</b>	三井住友銀行東館 ライジング・スクエア アースガーデン
<b>開催日時</b>	令和7年5月21日(水)・22日(木) 9:00～18:00 ※21日(水) 18:00～はステージ講演を実施
<b>展示概要</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オレンジノベーション・プロジェクト参画企業の製品展示</li> <li>・ 経済産業省、厚生労働省、自治体の取組み紹介展示     &gt; 認知症の人の手紙、写真等の企画展示を含む</li> <li>・ オレンジノベーションプロジェクト、認知症バリアフリー宣言 個別相談ブース</li> </ul>
<b>開催主体</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共催：三井住友銀行、日本総合研究所、オレンジノベーション・プロジェクト事務局（経済産業省）、厚生労働省</li> <li>・ 後援・協力：千代田区、東京都</li> </ul>





(出所) 令和7年度第1回 認知症官民協議会 認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ 資料3

【実践企業及び厚生労働省事業 認知症バリアフリー推進企業等との交流会】

- 厚生労働省 認知症バリアフリー情報交換会  
[日本認知症官民協議会 \(ninchisho-kanmin.or.jp\)](http://ninchisho-kanmin.or.jp)

(参考)情報交換会 当日の様子

### 情報発信：認知症バリアフリー情報交換会

- 厚生労働省と共催で、認知症バリアフリー情報交換会を令和7年11月21日に開催し、企業、自治体、認知症の人や家族等、計323名（内、現地118名）が参加した。

<b>日時</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2025年11月21日（金）</li> <li>企業展示：13時00分～14時00分</li> <li>情報交換会：14時00分～16時00分</li> <li>交流会：16時10分～17時00分</li> </ul>	<b>会場</b>	TKP新橋カンファレンスセンター ホール16C・D	<b>参加者</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報交換会：323名</li> <li>現地会場参加者：118名（登壇者、関係者含む）</li> <li>オンライン参加者：205名（事前申込者ベース）</li> <li>出展企業数：16社</li> </ul>	<b>演題</b>	<b>登壇者（敬称略）</b>
					厚生労働省における認知症関連施策の動向	厚生労働省 老健局 認知症総合戦略企画官 野村晋氏	
					経済産業省における認知症関連施策の動向	経済産業省 商務・サービスグループヘルスケア産業課 企画官 小野聡志氏	
					本人から企業へのメッセージ	一般社団法人 日本認知症本人ワーキンググループ 山中山のぶ氏、藤田和子氏 かながわオレンジ大使（認知症本人大使） 前田博樹氏	
					認知症バリアフリー企業へのメッセージ	公益社団法人 認知症の人と家族の会 和田誠氏	
					企業の実践事例の紹介	一般社団法人 全国コープ福祉事業連帯機構 本木時久氏	
				株式会社福井銀行 伊藤浩美氏			
				四日市市介護予防等拠点施設 ステップ四日市 上田奈央氏 四日市市在住 北原浅雄氏			
				一般社団法人 日本介護美容セラピスト協会 酒井宗政氏			

**講演会**



**交流会・企業展示**



(出所) 令和7年度第2回 認知症官民協議会 認知症イノベーションアライアンスワーキンググループ 資料3

【取材及び記事化】

- NHK おはよう日本(2024年7月16日放送)  
[認知症の人をサポート 広がる新たな商品開発 | NHK | ビジネス特集 | 医療・健康](#)
- NHK おはよう日本(2024年10月8日放送)  
[認知症患者の視点が生み出すイノベーションとは? | おは Biz | おはよう日本 | NHK](#)
- 毎日新聞 認知症とともに生きる・新しい社会へ(2024年11月26日)  
 「誰もが認知症になる=成長市場か 「顧客」としてニーズ探る先進企業」  
<https://mainichi.jp/articles/20241124/k00/00m/040/084000c>
- 時事フィナンシャルソリューションズ マーケットニュース(2025年3月6日)  
[https://financial.jiji.com/long\\_investment/article.html?number=830](https://financial.jiji.com/long_investment/article.html?number=830)